

第3章 高齢者虐待防止の推進

現状と課題

介護保険制度が浸透し、活用が進む一方で、高齢者に対する虐待が家庭や介護施設などで表面化して社会的な問題となっていることから、平成18年に「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されました。

この法律では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととされています。

高齢者虐待への対応は、早期発見・早期対応が何よりも重要であり、高齢者虐待防止に向けて、迅速に対応を図るため、各関係機関の連携のもと、高齢者虐待防止ネットワークを構築するとともに、困難事例により適切に対応できる人材の育成も必要となっています。

虐待防止は高齢者の権利や尊厳を守るために重要な課題であり、市民一人ひとりが高齢者虐待の問題を身近な問題として認識し、虐待のない社会を自らつくっていかうとする気運の醸成も必要です。

重点施策

1 高齢者虐待防止の推進

施策の方向

1 高齢者虐待防止の推進

養護者からの高齢者虐待が早期発見されるよう、虐待発見者の通報義務、成年後見制度の利用促進等、市民への法の周知及び啓発に努めます。

県や関係機関が主催する高齢者の権利擁護や虐待防止対策の研修に積極的に参加し、高齢者虐待防止を担当する職員や地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。

虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び家族・親族などの養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、県地域福祉権利擁護センター、病院、保健所、その他の関係機関及び民間団体等と連携を強化します。また、高齢者緊急一時保護事業として、市内の施設だけでなく、市外の施設を利用できるよう近隣の市町村及び関係機関と連携を図ります。